

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	大隅忌寸公足の活動に関する基礎的考察
Author(s)	菊池, 達也
Citation	史学研究 , 305 : 29 - 55
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055667
Right	
Relation	



大隅忌寸公足の活動に関する基礎的考察

菊池達也

はじめに

大隅忌寸公足の活動に関する基礎的考察（菊池）

隼人については、とくに一九七〇年代以降、井上辰雄氏、中村明蔵氏、永山修一氏や隼人文化研究会を中心に研究が進展し、どのようにして南九州の人々は隼人と呼称されるようになったのか、南九州に対し国家はいかなる政策をとり、そしていかに進出していったのか、またそれに対し、隼人と呼称された人々はどうに対応したのかなど、多くの蓄積がなされてきた¹⁾。また文献史学だけでなく、考古学、民俗学、言語学²⁾、様々な側面から検証が行われ、隼人の具体像、全体像の解明が進んでいるのは間違いない。だが一方で、従来の研究は隼人集団全体についての検討が多く、それを構成する人間一人ひとりに関する専門が意外にも少ない。おそらくこれは、南九州の地名を冠する姓（例えば大隅直、大隅忌寸、

薩摩君、曾君など）を持つ者が現在に伝わる文献史料に登場する場合、ほとんどが一度きり、多くても数回程度しかないという史料的な制約にともなうものと思われる。

しかしながら管見の限り九〇件、その名を確認できながらも、隼人研究ではほとんど検証が進んでいない人物がいる³⁾。大隅忌寸公足（君足）である。表一は、公足に関する記述を『大日本古文書』（以下、『大日古』と略記する）と、善光朱印経と呼ばれる古写経の奥書から抽出し整理したものである。これによると、確認できる範囲では、公足は天平勝宝七歳（七五五年）～宝龜四（七七三）年前後に都で活動していた官人で、左大舍人、信部史生、図書少属、図書大属を歴任していた。またこれから述べるように、多くの写経・勘経事業にも関わっていた。

この公足の検証は、彼個人の一生や能力を解明するだけに

表一 大隅忌寸公足関係記事一覧

No.	和暦	西暦	月	日	官職等	位階	名前	活動	内容	出典ノ所蔵・所載	タイトル	備考
1	天平勝宝7歳	755	2	7	—	—	大隅君足カ	文書発行	外輪院が東大寺写経所へ旧・新花厳経の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	塵芥25裏、25ノ184~185	経巻出入請軸等文書雜文	「大隅君□」とあり
2	天平勝宝7歳	755	2	9	舍人	—	大隅君足	文書発行	外輪院が造東大寺司所管の五月一日経を一括して借り受け、諸寺の助経所に割り振った明細を東大寺写経所に報告。公足は報告書の発行者の一人。	続々修2軌10、13ノ122~132	外島院一切経散帳	
3	天平勝宝7歳カ	755	4~5カ	—	—	大隅公足	使	造東大寺司で管理されていた図書寮経の貸出帳。勘大宝積経所に密迹金剛力士経を貸出。公足は貸出時の使。	続々修12軌6、13ノ174	図書寮経散帳	帳簿の前後の日付から推測	
4	天平勝宝7歳	755	5	6	舍人	—	大隅公足	使	造東大寺司で管理されていた図書寮経の貸出帳。勘大宝積経所に善臂菩薩経等を貸出。公足は貸出時の使。	続々修12軌6、13ノ174	図書寮経散帳	
5	天平勝宝7歳カ	755	5	6	—	—	大隅公足	使	造東大寺司の出納に関する帳簿。上毛野栗守の状により、大宝積経を勘正するため、輪院(勘大宝積経所)が、大菩薩藏経等の貸出を請求。公足は貸出時の使。	続々修15軌4、13ノ195~196	経疏軌籤等奉請帳	
6	天平勝宝7歳	755	5	21	舍人	—	大隅君足	使	証経に用いるため、勘大宝積経所が東大寺写経所へ大方等善住意天子所問経等の貸出を請求。公足は貸出時の使。	続修別集5、4ノ60	勘大宝積経所牒	
7	天平勝宝7歳	755	5	21	—	—	大隅公足	使	造東大寺司の出納に関する帳簿。善住意天子所問経等を貸出。公足は貸出時の使。	塵芥28裏書、4ノ87	経疏出納帳	
8	天平勝宝7歳	755	5	21	—	—	大隅公足	使	造東大寺司の出納に関する帳簿。輪院(勘大宝積経所)に大方等善住意天子所問経等を貸出。公足は貸出時の使。	続々修15軌4、13ノ196~197	経疏軌籤等奉請帳	
9	天平勝宝7歳カ	755	5カ	21カ	舍人	—	大隅公足	使	五月一日経の貸出帳。勘大宝積経所に大方等善住意天子所問経等を貸出。公足は貸出時の使。	続々修2軌11、10ノ329	宮一切経散帳	年月日はNo7・8と同じ内容であることから推測
10	天平勝宝7歳	755	8	25	左大舍人	—	大隅君足	文書発行	輪院が五月一日経の保管を確認し造東大寺司に報告。公足は報告書の発行者の一人。	続々修15軌4、13ノ197~198	経疏軌籤等奉請帳	
11	天平勝宝8歳	756	4	8	左大舍人	無位	大隅忌寸君足	校正	公足は僧伽吒経巻2の再校。	京都・大徳寺?、『古経搜索録』上附録	僧伽吒経巻2	
12	天平勝宝8歳	756	5	20	左大舍人	無位	大隅忌寸君足	校正	公足は大威徳陀羅尼経巻10の再校。	京都・大徳寺	大威徳陀羅尼経巻10	
13	天平勝宝8歳	756	6	3	左大舍人	無位	大隅忌寸君足	校正	公足は大威徳陀羅尼経巻12の三校。	埼玉・普光明寺	大威徳陀羅尼経巻12	
14	天平勝宝8歳	756	6	18	左大舍人	無位	大隅忌寸君足	校正	公足は大威徳陀羅尼経巻17の三校。	京都・大徳寺?、『古経搜索録』上附録	大威徳陀羅尼経巻17	
15	天平勝宝9年	757	6	3	左大舍人	少初位下	大隅忌寸君足	校正	公足は大仏頂首楞嚴経巻1の三校。	京都・小川雅人氏	大仏頂首楞嚴経巻1	
16	天平勝宝9年	757	6	13	左大舍人	少初位下	大隅忌寸君足	校正	公足は大仏頂首楞嚴経巻6の三校。	奈良・西大寺?、『古経搜索録』下補遺	大仏頂首楞嚴経巻6	
17	天平宝字2年	758	11	21	—	—	大隅君足	文書発行	發紙・麻紙・斐紙の受領証。公足は受領証の発行者。	続々修18軌6裏、14ノ260~261	大隅君足雜紙帳納文	
18	天平宝字2年	758	11	22	舍人	—	大隅君足カ	文書発行	輪院助経所が東大寺写経所へ貸出を請求した千手千眼経の受領証。公足は受領証の発行者。	続々修18軌6裏、14ノ265	島院助経所牒	「大隅君□」とあり
19	天平宝字3年	759	9	9	左大舍人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は中阿含経巻14の三校。	京都・醍醐寺	中阿含経巻14	

大隅忌寸公足の活動に関する基礎的考察（菊池）

No.	和暦	西暦	月	日	官職等	位階	名前	活動	内容	出典／所蔵・所載	タイトル	備考
20	天平宝字3年	759	9	10	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は中阿含経卷11の初校。	東京・書芸文学院	中阿含経卷11	
21	天平宝字3年	759	9	13	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は中阿含経卷42の再校。	京都・大徳寺	中阿含経卷42	
22	天平宝字3年	759	9	16	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は中阿含経卷49の初校。	京都・大徳寺	中阿含経卷49	
23	天平宝字3年	759	9	17	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は中阿含経卷34の再校。	東京・五島美術館	中阿含経卷34	
24	天平宝字3年	759	9	27	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は中阿含経卷9の再校。	奈良国立博物館	中阿含経卷9	
25	天平宝字3年	759	9	29	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は中阿含経卷15の再校。	京都・福寿院？、『続古経題跋』『寧楽道文』	中阿含経卷15	
26	天平宝字3年	759	10	2	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は中阿含経卷29の初校。	京都・知恩院	中阿含経卷29	
27	天平宝字3年	759	10	2	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は中阿含経卷39の再校。	福井・万徳寺	中阿含経卷39	
28	天平宝字3年	759	10	15	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は中阿含経卷16の初校。	京都・福寿院？、『続古経題跋』『寧楽道文』	中阿含経卷16	
29	天平宝字3年カ	759			左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は中阿含経カの再校。	和歌山・正智院？、『高野山古経聚粹』『紀伊統風土記』	中阿含経カ	
30	天平宝字3年	759	11	4	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は増忝阿含経卷23の初校。	奈良・法隆寺？、『古経搜索録』上附録『寧楽道文』	増忝阿含経卷23	
31	天平宝字3年	759	11	17	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は増忝阿含経卷7カの再校。	奈良・唐招提寺	増忝阿含経卷7カ	
32	天平宝字3年	759	12	3	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は増忝阿含経卷29の初校。	京都・智積院	増忝阿含経卷29	
33	天平宝字3年	759	12	4	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は増忝阿含経卷22の初校。	東京・静嘉堂文庫	増忝阿含経卷22	
34	天平宝字3年	759	12	14	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は増忝阿含経卷39の初校。	奈良国立博物館	増忝阿含経卷39	
35	天平宝字3年	759	12	15	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は増忝阿含経卷32の初校。	和歌山・金剛峯寺	増忝阿含経卷32	
36	天平宝字3年	759	12	16	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は増忝阿含経卷36の初校。	神奈川・清浄光寺	増忝阿含経卷36	
37	天平宝字3年	759	12	23	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は増忝阿含経卷49の再校。	東京・神谷志津江氏	増忝阿含経卷49	
38	天平宝字3年	759	12	26	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は増忝阿含経卷50の三校。	奈良・薬師寺	増忝阿含経卷50	
39	天平宝字4年	760	5	25	左大舎人	少初位上	大隅忌寸君足	校正	公足は長阿含経卷10の初校。	『徴古雑抄』中乙古文書	長阿含経卷10	
40	天平宝字4年	760	9	29	舎人	—	大隅公(君)足	使	池原君粟守の宣により、東大寺写経所へ月灯三昧経等の貸出を請求。公足は貸出時の使。	続々修40巻、3裏、14ノ446-447	写経所請経文	
41	天平宝字4年	760	11	19	—	—	大隅公足	経師	池原禾守から坤宮官(皇后官職)への際、大隅公足を赤染広庭のかわりに経師に、津守宿禰長川を公足にかわりに校生とする。	統修別集7、4ノ453	池原禾守際	
42	天平宝字5年	761	1	15	左大舎人	少初位上	大隅忌寸公足	経師	装束忌日御齋会司から文部(武部)省への際、成遣にとまない公足は列見の儀に参加することになってはいたが、周忌齋一切経の写経のため参列できないことが伝えられる。	統修20巻、続々修3巻4、15ノ6	奉写一切経所解案等帳	
43	天平宝字5年カ	761	4カ		—	—	大隅公足	経師	周忌齋一切経の写経従事者に対する布施物申請注文。各人の実績と布施額が記される。経師の公足の成果は写紙469張。布11端3丈4寸5分を投かる。	続々修2巻1、15ノ103-119	奉写一切経所解案(?)	
44	天平宝字8年	764	1	16	(内覧)	—	大隅忌寸公足	使	勅をうけた定海尼師の宣により、奉写御執経所が造東大寺司へ大乘律・小乗律の貸出を請求。公足は貸出時の使。	統修別集4、5ノ467-468	奉写御執経所請経文	

No.	和暦	西暦	月	日	官職等	位階	名前	活動	内容	出典ノ所蔵・所載	タイトル	備考
45	天平宝字8年	764	4	4	—	—	大隅公足	文書発行	証宝尼師の宣により、奉写御執経所が造東大寺司へ阿耨末経の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17巻4、16ノ470～471	奉写御執経所等奉請経継文	
46	天平宝字8年	764	4	4	—	—	大隅公足	使	奉写御執経所が造東大寺司へ阿耨末経の貸出を請求。公足は貸出時の使。	続々修17巻4、16ノ471～472	奉写御執経所等奉請経継文	
47	天平宝字8年	764	8	22	信部史生	—	大隅公足	文書発行	少僧都（道鏡）の宣により、奉写御執経所が造東大寺司へ曼殊室利菩薩祝慶中一字呪王経等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17巻4、16ノ468	奉写御執経所等奉請経継文	
48	天平宝字8年	764	8	23	信部史生	—	大隅公足	文書発行	少僧都（道鏡）の宣により、奉写御執経所が造東大寺司へ法華経を返還し、最勝王経の貸出を請求。公足が返還・請求文書の発行者。	続々修17巻4、16ノ467	奉写御執経所等奉請経継文	
49	天平宝字8年	764	8	25	信部史生	—	大隅公足	文書発行	少僧都（道鏡）・明軌尼師の宣により、御覧のため、奉写御執経所が造東大寺司へ開元釈教録の貸出を請求。公足が請求文書の発行者。	続々修17巻5、16ノ552～553	奉写御執経所奉請文案	
50	天平宝字8年カ	764	8	25	信部史生カ	—	大隅公足	文書発行	楊葱に対する書状。校生の貢進に関する依頼。公足は文書の発行者。	続 修49、16ノ553～554	大隅公足状	「信部下任」とあり
51	天平宝字8年	764	8	26	信部史生	—	大隅公足	文書発行	証宝尼師の宣により、奉写御執経所が造東大寺司へ開元釈教録を返還し、菩薩念仏三昧経等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17巻4、16ノ466～467	奉写御執経所等奉請経継文	
52	天平宝字8年カ	764	8	26	—	—	公足	文書発行	道守尊に対する書状。圖書寮録の受け取りの報告と坤宮目錄の請求、および校生・経生の任用に対するお礼。公足は文書の発行者。	続 修49、16ノ554～555	大隅公足状	
53	天平宝字8年	764	8	28	信部史生	—	大隅公足	文書発行	証宝尼師の宣により、内裏に奉請するため、奉写御執経所が造東大寺司へ檢諸罪福経等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17巻4、16ノ460～461	奉写御執経所等奉請経継文	
54	天平宝字8年	764	9	1	信部史生	—	大隅公足	文書発行	奉写御執経所から造東大寺司への集神州三宝感通録の受領証。公足が発行者。	続々修17巻5、16ノ559	奉写御執経所返抄	
55	天平宝字8年	764	9	4	信部史生	—	大隅公足	文書発行	少僧都（道鏡）の宣により、内裏に奉請するため、奉写御執経所が造東大寺司へ最勝王経の貸出を請求。公足が請求文書の発行者。	続々修17巻4、16ノ463	奉写御執経所等奉請経継文	
56	天平宝字8年	764	9	8	信部史生	—	大隅公足	文書発行	証宝尼師の宣により、奉写御執経所が造東大寺司へ勝天王般若経の貸出を請求。公足が請求文書の発行者。	続々修17巻4、16ノ460	奉写御執経所等奉請経継文	
57	天平宝字8年	764	9	10	信部史生	—	大隅公足	文書発行	少僧都（道鏡）の宣により、奉写御執経所が造東大寺司へ再勝王経等の貸出を請求。公足が請求文書の発行者。	続々修17巻4、16ノ459	奉写御執経所等奉請経継文	
58	天平宝字8年	764	9	16	—	—	大隅公足	文書発行	奉写御執経所から造東大寺司への最勝王経の受領証。公足が発行者。	続々修17巻4、16ノ455～456	奉写御執経所等奉請経継文	
59	天平宝字8年	764	9カ	24	信部史生	—	大隅公足	文書発行	証寶尼師の宣により、内裏に奉請するため、奉写御執経所が造東大寺司へ大方便弘銀思経の貸出を請求。公足が請求文書の発行者。	続々修17巻4、16ノ456	奉写御執経所等奉請経継文	「7月」とあるが帳簿の順番から9月と推測

大隅忌寸公足の活動に関する基礎的考察（菊池）

No.	和暦	西暦	月	日	官職等	位階	名前	活動	内容	出典／所蔵・所載	タイトル	備考
60	天平宝字8年	764	10	17	信部史生	—	大隅公足	文書発行	吉備命婦の宣により、奉写御執経所が造東大寺司へ四天王経の貸出を請求。公足が請求文書の発行者。	続々修17軌4、16/455	奉写御執経所等奉請経継文	
61	天平宝字8年	764	12	1	図書少属	—	大隅公足	文書発行	証演尼師の宣により、内裏で転読するため、奉写御執経所が造東大寺司へ三十弘名経等の貸出を請求。公足が請求文書の発行者。	続々修17軌4、16/453-454	奉写御執経所等奉請経継文	
62	天平宝字8年	764	12	29	図書少属	—	大隅公足	文書発行	奉写御執経所から造東大寺司への書机等の受領証。公足が発行者。	続々修17軌5、16/563-564	奉写御執経所返抄	
63	天平神護元年	765	1	29	図書少属	—	大隅公足	文書発行	少律師の宣により、内裏で転読するため、奉写御執経所が造東大寺司へ大灌頂経等の貸出を請求。公足が請求文書の発行者。	続々修17軌4、16/452-453	奉写御執経所等奉請経継文	
64	天平神護元年	765	3	4	図書少属	従八位下	大隅忌寸公足	文書発行	太政大臣禪師（道鏡）の宣により、証本に用いるため、奉写御執経所が造東大寺司へ八十花厳経の貸出、梨子木等を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17軌4、16/445-446	奉写御執経所等奉請経継文	
65	天平神護元年	765	3	10	図書少属	従八位下	大隅忌寸公足	文書発行	本経に用いるため、奉写御執経所が造東大寺司へ大般若経の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17軌4、16/446-447	奉写御執経所等奉請経継文	
66	天平神護元年	765	5	6	—	—	大隅公足	使	勅をうけた大尼延証の宣により、太政大臣禪師（道鏡）が造東大寺司に経350余巻の回収を命じる。公足は使。	続修4、5ノ528	大尼延証	
67	天平神護元年	765	5	24	図書少属	従八位下	大隅忌寸公足	文書発行	証本に用いるため、奉写御執経所が造東大寺司へ不空絹索呪経等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17軌4、16/449-450	奉写御執経所等奉請経継文	
68	天平神護元年	765	5	25	図書少属	従八位下	大隅忌寸公足	文書発行	勸経に用いるため、奉写御執経所が造東大寺司へ一切経目録の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17軌4、16/449	奉写御執経所等奉請経継文	
69	天平神護元年～	765	6	8	図書少属カ	—	大隅公足	文書発行	道尊に対する書状。後出阿弥陀仏偈経等の写経を依頼。その料物を送付する旨を記す。公足は文書の発行者。	続修48、16ノ555-556	大隅公足状	「図書専任」とあり、官職から推測して天平神護元年以降の文書
70	天平神護元年	765	9	28	図書少属	—	大隅公足	文書発行	証本に用いるため、奉写御執経所が造東大寺司へ大仏頂尊勝陀羅尼経等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17軌4、16/444-445	奉写御執経所等奉請経継文	
71	天平神護2年	766	3	20	図書少属	従八位下	大隅忌寸公足	文書発行	太政大臣禪師の宣により、奉写御執経所が造東大寺司へ金剛般若経の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17軌4、16/442	奉写御執経所等奉請経継文	
72	天平神護2年	766	5	30	図書少属	従八位下	大隅忌寸公足カ	文書発行	少律師の宣により、奉写御執経所が造東大寺司へ大雲雨経等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17軌4、16/440	奉写御執経所等奉請経継文	日下の署名欄は「大隅忌寸」のみ
73	天平神護2年	766	8	22	図書少属	従八位下	大隅忌寸公足	文書発行	証本に用いるため、奉写御執経所が造東大寺司へ八十花厳経の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17軌4、16/438-439	奉写御執経所等奉請経継文	
74	天平神護2年	766	10	4	図書少属	—	大隅公足	文書発行	本経に用いるため、奉写御執経所が造東大寺司へ不空絹索陀羅尼自在王呪経等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17軌4、16/437-438	奉写御執経所等奉請経継文	

No.	和暦	西暦	月	日	官職等	位階	名前	活動	内容	出典/所蔵・所載	タイトル	備考
75	天平神護2年	766	12	30	図書少属	従八位上	大隅忌寸公足 <small>カ</small>	文書発行	奉写御執経所が造東大寺司へ最勝王経の返却と貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17帙4、16/437	奉写御執経所等奉請経継文	日下の署名欄は「大隅忌寸」のみ
76	天平神護3年	767	1	24	図書少属	従八位上	大隅忌寸公足 <small>カ</small>	文書発行	基亮師の宣により、内裏に奉請するため、奉写御執経所が造東大寺司・山階寺三綱所へ阿弥陀経等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17帙4、16/435~436	奉写御執経所等奉請経継文	日下の署名欄は「大隅忌寸」のみ
77	天平神護3年	767	1	27	図書少属	従八位上	大隅忌寸公足 <small>カ</small>	文書発行	石大臣(藤原豊成)の宣により、証本の説勘のため、統高僧伝等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17帙4、16/436	奉写御執経所等奉請経継文	日下の署名欄は「大隅忌寸」のみ
78	天平神護3年	767	2	6	図書少属	従八位上	大隅忌寸公足 <small>カ</small>	文書発行	証本に用いるため、奉写御執経所が造東大寺司へ一切経の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17帙5、17/23	奉写御執経所移	日下の署名欄は「大隅忌寸」のみ
79	天平神護3年	767	4	24	図書少属	従八位上	大隅忌寸公足	文書発行	内裏宣により、助経証本に用いるため、奉写御執経所が造東大寺司・三綱所へ大般若経等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	統修別集3、5/659~660	奉写御執経所移	
80	天平神護3年	767	5	20	図書少属	従八位上	大隅忌寸公足	文書発行	奉写御執経所が造東大寺司へ蓋板を請求。公足は請求文書の発行者。	統修別集3、5/666~667	奉写御執経所移	
81	神護景雲2年	768	1	30	(別当)図書少属	正八位下	大隅忌寸公足	文書発行	内宣により、奉写一切経司が造東大寺司へ一切経等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17帙7、17/104~105	一切経奉請文書継文	
82	神護景雲2年	768	2	12	(別当)図書少属	正八位下	大隅忌寸公足 <small>カ</small>	文書発行	助経証本に用いるため、奉写一切経司が造東大寺司・三綱所へ疏の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17帙7、17/102~103	一切経奉請文書継文	日下の署名欄は「大隅忌寸」とあり
83	神護景雲2年	768	2	19	(別当)図書少属	正八位下	大隅忌寸公足	文書発行	証本に用いるため、奉写一切経司が造東大寺司へ大乘経疏の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	統修別集2、5/693~694	経疏出納帳	
84	神護景雲2年	768	3	26	(別当)図書少属	従七位上	大隅忌寸公足 <small>カ</small>	文書発行	証本に用いるため、奉写一切経司が造東大寺司へ大乘論疏の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17帙7、17/100~102	一切経奉請文書継文	日下の署名欄は「大隅忌寸」のみ
85	神護景雲2年	768	3	28	(別当)図書少属	従七位上	大隅忌寸公足 <small>カ</small>	文書発行	助経証本に用いるため、奉写一切経司が造東大寺司へ大乘論疏の貸出を請求。	統修別集2、5/694	経疏出納帳	日下の署名欄は「大隅忌寸」のみ
86	神護景雲2年	768	4	29	(別当)図書少属	従七位上	大隅忌寸公足	文書発行	助経証本に用いるため、奉写一切経司が造東大寺司へ花厳経息園師疏の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	統修別集2、5/694~695	経疏出納帳	
87	神護景雲2年	768	5	29	(別当)図書少属	従七位上	大隅忌寸公足	文書発行	助経に用いるため、奉写一切経司が造東大寺司へ大乘経疏等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修17帙7、17/92~94	一切経奉請文書継文	
88	神護景雲2年	768	6	4	(別当)図書少属	従七位上	大隅忌寸公足	文書発行	証本に用いるため、奉写一切経司が造東大寺司へ成唯識論叙要等の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	統修別集2、5/695~696	経疏出納帳	
89	神護景雲2年	768	6	9	(別当)図書少属	従七位上	大隅忌寸公足	文書発行	証本に用いるため、奉写一切経司が造東大寺司へ成唯識論中叙要の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	統修別集2、5/696~697	経疏出納帳	
90	宝亀4年~	773			図書大属 <small>カ</small>	—	大隅忌寸公足	文書発行	造東大寺司へ經典の貸出を請求。公足は請求文書の発行者。	続々修40帙4裏、23/183~184	図書寮移(?)	

とどまるものではない。周知のとおり律令国家成立当初の南九州は、国家による面的支配がまだ貫徹されていない領域であり、武力衝突も起こっていた。公足の生きた八世紀中頃は、その南九州に律令制度が浸透していった時期にあたる^④。

こうしたなかで、「大隅忌寸」のように南九州の地名を冠する姓を持つ者が中央官人として活躍していたのである^⑤。つまり彼を考察することは、政府が南九州に対してどのように支配を拡大していったのか、また南九州にルーツを持つ者がなぜ律令制度に基づく支配を受け入れたのか、その解明につながるのではないだろうか。

そこで本稿では、既存の隼人研究では取り上げられることの少なかった大隅忌寸公足について、とくに官人としての活動内容を検証する。その内容に変化が見られる四つの時期に分けて、その具体的様相を明らかにしていきたい。

一．天平勝宝七歳と天平宝字四年前半の活動

この期間における公足の官職は左大舎人であった。大舎人は中務省被管の左右大舎人寮に各八〇〇人属していた官人であり、天皇に近侍して分番で禁中に宿直し、遣使を務めることが主な任務であった^⑥。それでは公足は具体的にどのような活動をしていたのか。この点を考察する前に、五月一日経の勸経事業と善光朱印経の写経事業^⑧について、既存の研究成果を用いながら整理したい。これは両事業に公足が関わってい

たためである。

五月一日経の勸経

五月一日経（「宮一切経」「常写一切経」「台一切経」）は、天平一二（七四〇）年五月一日付願文をもつ一切経である。光明皇后が父藤原不比等と母県犬養橘三千代を追善するため発願した。天平五年頃、天平勝宝八歳の際に、合計約六五〇〇巻の書写がなされたと考えられている。また勸経とは、写経の前後に関わらず底本とは別のテキスト（証本）によって校訂することであり、書写のあと底本によって校正する校経との違いは別のテキストを使う点にある^⑨。

天平勝宝五年二月頃、五月一日経の勸経の必要性が認識され、同六年二月には中国将来経を多数含む図書寮経を証本として一斉勸経が実施され始めた。この勸経事業は光明皇太后が発願し、慈訓・良弁を指導者として紫微中台が主体となつて行われた。事業の場は旧皇后宮であり、また慈訓の指導を受けるのにも適切として法華寺嶋院が選ばれた。以下四つの段階に分けて、当事業の推移を説明する。

①天平勝宝六年二月以降、底本の五月一日経が紫微中台に、また同年三月頃、証本の図書寮経が出納業務を担当する造東大寺司にそれぞれ運び込まれた。

②各經典の移送後に一斉勸経が始まるのであるが、嶋院は多人数を動員できる広いスペースが存在せず、すべてを実施することが困難であった。そのため同六年閏一〇月九日以

前に、薬師・大安・元興・興福寺の四大寺の分配計画が立てられた。そして、同七年二月〜八月まで、外嶋院が司令塔となり經典を四大寺に分配、各寺に設けられた勘経所で派遣された官人と僧が共同で勘経を行った。

③並行して天平勝宝七歳三月〜八月半ば頃まで、五月一日経を本経、図書寮経を主な証本として大宝積経の勘経が勘大宝積経所で行われた。この事業も光明皇太后の命によるものであり、大平聡氏や山下有美氏によると五月一日経の勘経の一部と考えられている。

④天平勝宝七歳八月一五日、東大寺と内裏で聖武太上天皇の病氣平癒祈禱の一切経転読を行うため五月一日経の勘経は一時中断した。同じ頃、中嶋院に大規模な写経・勘経を行うという施設が完成しつづつあった。こうしたなか同月二五日までに再始動された当事業は、天平宝字二(七五八)年末に終えるまで、整備された嶋院勘経所で四大寺の僧を動員してなされるようになった。

善光朱印経の写経

善光朱印経は、法華寺の寺主で、この写経事業を監督する立場と想定されている善光尼が朱印を捺した一切経である。この善光朱印経は各地に約三〇巻が残っている。その奥書には、勘経と証・写経・初校・再校・三校・装潢、すべての工程に携わった人物の官位姓名、勘経と写経の年月日、用紙数が記されている。これによれば、天平勝宝七歳〜天平宝字二

年にかけて本経の勘経が行われ、天平勝宝八歳〜天平宝字四年前後に写経がなされたことがわかる。また山下有美氏によると、五月一日経の勘経と善光朱印経の写経は一連の事業であった。五月一日経の一斉勘経が実施に移された天平勝宝六年二月の段階で善光朱印経の写経が計画され、底本には勘経の済んだ五月一日経が用いられた。作業が行われた場所は嶋院(のちに嶋院勘経所)と考えられている。

以上、五月一日経の勘経事業と善光朱印経の写経事業の要点をまとめた。なお、ここまでに勘経・写経が行われた場として、嶋院、中嶋院、外嶋院、嶋院勘経所、勘大宝積経所を挙げてきた。結論から述べると、これらはいずれも法華寺、とくにその主要伽藍の南側に存在していた施設である。これらも公足の活動を検討するうえで重要であるため確認しておきたい。

まず嶋院、中嶋院、外嶋院について、宮崎健司氏によると、嶋院はもともと藤原不比等邸の庭園であった「嶋」に建立された院であり、当初一院が存在し「嶋院」または「中嶋院」と称されていた。不比等邸は彼の没後、娘の光明皇后が相続して皇后宮となり、その後施入されて宮寺と呼ばれた。^⑩そして遅くとも天平一九年正月には大和国分尼寺として法華寺と改称された。^⑪さらに天平勝宝三年〜四年頃、華嚴講師となった慈訓の法華寺入寺に際し、華嚴教学の拠点として一院が建立されたため、既設の院を「中嶋院」、新設の院を「外

嶋院」と区別して呼称し、両者の総称として「嶋院」が使用されるようになった。

続いて勘大宝積経所（宝積経正所・奉写宝積経所・宝積経校所・宝積経勘所）は、大宝積経の勘経を行った専用の機関であり中嶋院に存在した。天平勝宝七歳に大宝積経の勘経・写経が始まるにあたり、もともと中嶋院にあった正経所が利用されることになり、こうした呼び方になったと考えられている。¹⁵

最後に嶋院勘経所（中嶋勘経所、中嶋写経所）は、その名称から中嶋院に存在した勘経兼写経機構と考えられる。先述したように、この施設は嶋院に五月一日経の勘経などを行う適切なスペースがなかったため、天平勝宝六年～七歳八月にかけて一切経写経と勘経に耐えうる場として整備が進められた。¹⁶

以上、確認事項が多くなったが、これらを踏まえたうえで具体的な活動内容を検討したい。天平勝宝七歳～天平宝字四年前半までの公足の活動は、大きく分けると次の三つに分類できる（No.1～39）。¹⁷

一つ目は文書の作成・発行である（No.1・2・10・17・18）。公足は文書の日下の署名者であった。表一の内容の項目からわかることを列挙したい。

・公足の署名がある文書の発行先は、明記されているものすべて、東大寺写経所とその上級官司にあたる造東大寺司である（No.1・10・18）。

・公足の署名がある文書の発行は、外嶋院（No.1・2）、嶋院（No.10）、嶋院勘経所（No.18）とある。また天平宝字二年一月二一日付の穀紙など計五二四張の受領証（No.17）には発行が記されていないが、「東寺写経所解案」に「残五百廿四張以十一月廿二日外嶋院送上已畢」とあることから、外嶋院が発行したものだと思われる。したがっていずれの文書も、公足は嶋院の官人として作成したといえる。

・文書発行の目的は、①經典の奉請（貸出の請求）（No.1）、②經典の点検・報告（No.2・10）、③受領証の発行（No.17・18）に分けられる。このうち少なくとも②は五月一日経の勘経に関わるものである。¹⁸

このように公足は嶋院の官人として、史料上わかる範囲では東大寺写経所・造東大寺司に対して文書を発行していたことがうかがえる。ただし注意したいのは、嶋院が発行した文書すべてに公足の署名があったわけではない点である。表二は、嶋院諸官司が東大寺写経所・造東大寺司に対して発行した文書を『大日古』から抽出したものである。この表から、田口兎人や池原（上毛野）君栗守が署名した文書が多く現存していることがわかる。この点から判断すると、公足による文書の発行は限定的であったといえよう。

二つ目は使である（No.3～9）。表一の内容の項目から以下ことがわかる。

・派遣された公足の所属は、勘大宝積経所（No.3・4・6・7・9）、嶋院（No.5・8）であった。なおNo.8の「嶋院」は、

表二 嶋院諸官司発行文書一覧

和暦	西暦	月	日	署名者	使	出典	タイトル
嶋院							
天平勝宝7歳	755	8	25	左大舍人 遠江員外大目	大隅君足 池原君栗守		続々修15帙4、13ノ197~198 経疏帙籤等奉請帳
外嶋院							
天平勝宝6年	754	4	4	(别当) 舍人	田口兄人		塵芥35裏、4ノ33 写経雑物出納帳
天平勝宝6年	754	4	5	大学寮少属	内蔵忌寸全成		塵芥35裏、4ノ33 写経雑物出納帳
天平勝宝6年	754	4	20		田口兄人		塵芥35裏、4ノ35 写経雑物出納帳
天平勝宝6年	754	4	29		田口兄人		続々修16帙3、13ノ69~70 外島院牒
天平勝宝6年	754	5	1		田口兄人		塵芥30裏、3ノ655 経疏出納帳
天平勝宝6年 <small>カ</small>	754	5	10		田口兄人	奴東人	塵芥30裏、3ノ655~656 経疏出納帳
天平勝宝6年 <small>カ</small>	754	5	17		田口兄人		塵芥10裏、4ノ40 写経雑物出納帳
天平勝宝6年	754	6	1		田口兄人	奴東人	塵芥10裏、4ノ41~42 写経雑物出納帳
天平勝宝6年 <small>カ</small>	754	6	22		田口兄人	奴東人	塵芥10裏、4ノ47 写経雑物出納帳
天平勝宝6年 <small>カ</small>	754	6	26		田口兄人	奴東人	塵芥10裏、4ノ47~48 写経雑物出納帳
天平勝宝6年 <small>カ</small>	754	6	27		田口兄人	奴東人	塵芥10裏、4ノ45 写経雑物出納帳
天平勝宝6年 <small>カ</small>	754	7	10		田口兄人	奴東人	塵芥10裏、4ノ45~46 写経雑物出納帳
天平勝宝6年	754	7	28		上毛野君栗守	工石主	続修42、4ノ14 写経請本状
天平勝宝6年	754	8	15		上毛野君栗守	大伴宿祢古磨	続々修16帙3、13ノ100~101 外島院広百論本奉請文
天平勝宝6年	754	00	19		上毛野君真人 <small>カ</small>	舍人 土師鑓取	続々修2帙10、13ノ111~112 外島院牒案
天平勝宝6年 <small>カ</small>	754				—		塵芥10裏、4ノ44 写経雑物出納帳
天平勝宝7歳	755	1	30		上毛野君真人	舍人 敦賀石川	塵芥25裏、25ノ183~184 経巻出入請軸等文書継文
天平勝宝7歳	755	2	7		大隅君足力		塵芥25裏、25ノ184~185 経巻出入請軸等文書継文
天平勝宝7歳	755	2	9	遠江員外少目	上毛野君栗守		続々修2帙10、13ノ122~132 外島院一切経散帳
				丹波員外目	日置造		
				舍人	大隅君足		
					田口兄人		
天平勝宝7歳	755	5	10		田口兄人	奴東人	塵芥25裏、25ノ180 経巻出入請軸等文書継文
天平勝宝7歳	755	5	13		田口兄人	黒足	塵芥25裏、25ノ180 経巻出入請軸等文書継文
天平勝宝7歳	755	5	20		田口兄人	東人	塵芥25裏、25ノ181 経巻出入請軸等文書継文
天平勝宝7歳 <small>カ</small>	755	5	29		田口兄人	東人	続々修40帙4裏、13ノ147 外島院牒
天平勝宝7歳 <small>カ</small>	755	6	1		田口兄人	黒足	続々修40帙4裏、13ノ147~148 外島院牒
天平勝宝7歳 <small>カ</small>	755	6	6		田口兄人	丈部黒足	続々修40帙4裏、13ノ148~149 外島院牒
天平勝宝7歳	755	6	19		田口兄人		塵芥10裏、4ノ46~47 写経雑物出納帳
天平勝宝7歳	755	8	17		田口兄人		続々修2帙10、13ノ152~153 外島院御願経奉出文
					日置造菘麻呂		
天平勝宝7歳	755	8	18		丸馬主	舍人 都保大人	続修42、4ノ73~74 外島院返抄
					日置菘磨		
勘大宝積経所							
天平勝宝7歳	755	3	23	遠江員外少目	池原君栗守	三嶋岡万呂	続々修16帙2、13ノ132~133 奉写宝積経所牒案
天平勝宝7歳 <small>カ</small>	755	3	23	遠江員外少目	池原君栗守		続々修16帙2、13ノ133~134 奉写宝積経所牒
天平勝宝7歳	755	5	21		池原君栗守	舍人 大隅君足	続修別集5、4ノ60 勘大宝積経所牒
華嚴講師所							
天平勝宝6歳	754	2	27	遠江員外少目	上毛野君栗守	丸馬主	塵芥35裏、4ノ35~36 写経雑物出納帳
天平勝宝6歳	754	3	24	遠江員外少目	上毛野君栗守	工石主	塵芥35裏、4ノ36~37 写経雑物出納帳
嶋院勤経所							
天平宝字2年	758	11	21		大隅君足		続々修18帙6裏、14ノ260~261 大隅君足雑紙納納文
天平宝字2年	758	11	22	舍人	大隅君足力		続々修18帙6裏、14ノ265 嶋院勤経所牒

※【寛森1996】参考に作成。丸で囲まれた月は閏月

日付、奉請された経典がNo.6・7・9と一致するため勘大宝積経所を指す。

・公足の派遣先は史料上明記されたものが少ない（No.6のみ）。しかしNo.3～9が記された史料は、当時、造東大寺司が所蔵、あるいは管理していた経典の貸借などを記録した帳簿類である¹⁸。この点から推測すると、東大寺写経所・造東大寺司に公足が遣わされていたことは明らかである。
 ・公足が派遣された目的は、いずれも経典の奉請であった（No.3～9）。この貸出の申請は、五月一日経の勘経に関わるものである¹⁹。

最後に三つ目は、善光朱印経の校経である（No.11～16、19～39）。現存する善光朱印経すべてで、公足が校経者として確認できる。おそらく、現在失われてしまった善光朱印経の校正も公足は行っていたと推測できよう。奥書にある日付から、少なくとも天平勝宝八歳四月以前～天平宝字四年五月頃まで公足は従事していた。

以上の点を念頭に置いて、この期間における公足の活動をまとめたい。まず、天平勝宝七歳二月、すでに開始されていた五月一日経の勘経に際し、その司令塔であった外嶋院の官人として、公足は經典貸出のため文書を発行した（No.1）。また、二月九日には四大寺に分配した経典のリストを作成し、造東大寺司に報告した（No.2）。三月、大宝積経の勘経が始まると、公足は中嶋院の勘大宝積経所で使を務めた（No.3～9）。八月一五日の勘経中断後には保管している経典を点検

し、造東大寺司に報告を行った²¹（No.10）。そして嶋院勘経所が整備されると公足はそこで活動するようになり、天平宝字二年には受領証を発行した（No.17・18）。またこうした活動と並行して、天平勝宝八歳頃に善光朱印経の写経が嶋院勘経所で始まると、少なくとも天平宝字四年五月頃まで校経に携わった（No.11～16、19～39）。このように左大舎人であった公足は、嶋院（外嶋院、勘大宝積経所、嶋院勘経所）に出入りし活動していた。

二、天平宝字四年一月～天平宝字五年三月頃の活動

公足の活動の転機になったのが、天平宝字四年六月七日の光明皇太后崩御である。翌年六月七日に光明皇太后の周忌齋が開かれることになり、それに供する周忌齋一切経の書写が立案された。この事業は装束忌日御齋会社と坤宮官が共同で行ったものであり、作業は装束忌日御齋会社の指揮のもと東大寺写経所で実施された。裝潢・書写が天平宝字四年八月三日～八日の間に漸次開始され、翌年三月上旬には書写が終わり、五月一〇日頃には一部の作業を除いて写経事業は終了した。この事業で書写された一切経は五三三〇巻にものほり、異例の速度で達成されたことが知られている²²。

この書写作業が始まった当初、公足はどのような活動を行っていたのだろうか。公足の官職はこの時期も引き続き左

大舍人であった（No.42）。天平宝字四年九月二十九日には、池原粟守の宣により某所から東大寺写経所へ經典を奉請する使を務めた（No.40）。この点から、当時公足は東大寺写経所とは別の場所でも活動していたと考えるべきであろう。そうすると、少なくとも同年五月まで嶋院勸経所で善光朱印経の校正を行っていたのだから（No.39）、この頃も嶋院で活動していた可能性が高い。しかしその後、周忌斎一切経写経従事者の写経所への集まりが低調であったようでも、一〇月頃になるとさらなる経師の召集がはかられた。こうしたなか公足もこの写経事業に参加することになった。

史料一「池原粟守牒」〔続修別集七卷、『大日古』四ノ四五三〕

牒

大隅公足

右元是校生、転為_二赤染広庭

之替_一。然公足_二元熟_一経事_一。仍□

遺_二彼所_一、宜_レ察_二此趣_一、充_二紙并本

経_一、於_レ此令_レ写耳。

津守宿祢長川

右是文部省額外位子、□

才堪_レ為_二校生_一。仍進_二大隅

公足之替_一。

宝字四年十一月十九日

池原粟守

（別筆）
使坤宮舎高真鳥_一

右の史料からわかるように、公足は校生であるが元より経事に精通しているため、赤染広庭の代わりに紙と經典が渡され写経を行うことになった（No.41）。この赤染広庭は「奉写一切経所経師等召文」²³でも名前を確認できる。この史料は暇の期限を過ぎた経師・装潢を召喚するため天平宝字四年九月二十七日に作成された文書であり、広庭はその一人として登場する。つまり周忌斎一切経の写経作業を急ぐため、広庭の代わりに公足がその経師として白羽の矢が立ったのであろう。そして公足が経師になったことにもない、津守長川が校生となった。このようにして、公足は嶋院から東大寺写経所へ拠点を移すようになったと考えられる。

翌天平宝字五年、すでに前年に勤務評定年数に達していた公足は成選した。

史料二「奉写一切経所解牒案等帳」

（続修二〇卷裏・続々 修三帙四卷、『大日古』一五ノ六）

装束忌日 御齋会司牒_二文部省_一

左大舍人少初位上大隅忌寸公足

右大舍人無位田邊史岡万呂

文部書生大初位上若倭部国粹

牒、件人等成選、可_レ參_二列見_一。今依_二奉写一切経_一、不_レ得_二

參列_一。今具状牒上、牒至准_レ状、謹牒。

天平宝字五年正月十五日

成選し六位以下に叙すべき官人は、内長上の場合、叙位の可否および階数が計算され、その考選目録が太政官に上申さ

れる。そして引率されて太政官で列立し、引唱と呼ばれる口頭での査問を受け大臣が点検を行う列見の儀に参列する必要があった⁽²⁵⁾（内分番の場合、式部省で引唱⁽²⁶⁾）。

当時の公足の官職は、左大舎人、すなわち内分番であった。したがって成選した公足は、本来ならば式部省へ赴く必要があった。ところが史料二（No.42）によると、写経所を指揮していた装束忌日御齋会司が文部省（式部省）に対し、公足の列見不参を伝えた。これは、写経を最優先させ人員の減少を避けるための措置であり、依然として周忌齋一切経の完成が急がれていたと推察される⁽²⁷⁾。

おそらく公足は、周忌齋一切経の書写が終わる同年三月下旬頃まで経師として活動していたと思われる。そして同年四月頃に作成されたと推測される写経従事者に対する布施物申請注文（No.43）によると、公足は写紙四六九張の書写を行い、布一一端三丈四寸五分を授かった。

以上のように、天平宝字四年一月から少なくとも翌年三月頃まで、公足は拠点をも東大寺写経所に移し、周忌齋一切経の経師として活動していた。

三、天平宝字八年と神護景雲二年の活動

本章では天平宝字八年と神護景雲二（七六八）年の間における公足の活動を検討していきたい。

ここで重要になるのが当時実施されていた景雲一切経の写

経事業である⁽²⁸⁾。景雲一切経は孝謙太上天皇が発願したものであり、伝存する写経の願文には神護景雲二年五月一三日の日付が記されている。別生・偽疑・目録外のほか、疏も含む膨大な一切経であり、本経が明らかではないものの、五月一日経や水主内親王経、審詳師書、内堂経、図書寮経などの証本が利用された（なかでも五月一日経が優先的に使用された）と考えられている。この事業で必要な經典の入手、および書写・勘経などを主導していたのが、内裏に設置された写経組織であった。

この内裏系統の写経機関は、すでに遅くとも天平六年以降には写一切経司が置かれていた。そして天平勝宝八歳九月と天平宝字二年六月の間に、写一切経司とは別に、景雲一切経の写経事業を行うことを目的として写御書所が設置された。写御書所は光明皇太后と深い関わりを持っていたが、その後光明皇太后が没すると孝謙太上天皇に引き継がれ、天平宝字六年一二月頃、奉写御執経所に発展した。さらに神護景雲元年八月頃、写一切経司の系統と奉写御執経所が統合し、内裏系統の写経機関が一本化される形で奉写一切経司が成立したと考えられている。

このうち公足の活動と直接関わりのある機関が奉写御執経所と奉写一切経司である。これらは活動していた事務官人・使が連続し、活動内容および造東大寺司における文書保存形態が共通している。一方で、奉写御執経所は四等官制を持たない「所」であったのに対し、奉写一切経司は次官と主典が

それぞれ同時に二名任命されていた。長官・判官は存在しなかったが、四等官制の枠組みに従う令外官司であったと想定されている。また奉写一切経司の発行した文書には、図書大允と図書少属の官人が別当として署名していた。別当が事務に関与していた点も奉写御執経所とは異なる。

さて、これら内裏系統の写経機関を中心として景雲一切経の写経事業は遂行された。榮原永遠男氏によると、写経事業のうち書写については、天平宝字年間に写御書所（天平宝字六年一二月頃以降は奉写御執経所）でなされるようになり、天平神護元（七六五）年の時点では若干の例外を除いて終了した。勘経については、天平宝字六年六月頃から内裏で孝謙太上天皇の側近の尼・女官たちによって始められ、写御書所（のち奉写御執経所）が勘経テキストの入手に関する事務を行った。そして天平神護元年三月～五月頃になると、内裏に代わって奉写御執経所がすべての作業を行うようになったとしている。ただしこの理解に対し内田敦士氏は、書写は天平宝字八年三月四日の後まもなく奉写御執経所で開始され、天平神護元年正月頃本格化した。勘経は、天平神護元年三月頃、部分的に開始されたとしている。このように書写・勘経作業の開始時期については見解の相違があるが、その後、天平神護三年二月頃には勘経が本格化し、神護景雲元年末頃、疏以外の勘経が終了、神護景雲三年七月末頃、奉写一切経司が疏の勘経を終えたという点は共通認識となっている。

以上、景雲一切経の写経事業についてまとめた。この点を

踏まえつつ、時期を追って公足の活動を検討してみたい。天平宝字八年～神護景雲二年における公足の活動は、さらに三つの時期に区分できるため、以下、各時期に分けて論じていきたい。

天平宝字八年前半（正月頃～四月頃）

天平宝字八年前半における公足の活動が確認できる記事はNo.44～46の三点である。

まずNo.44を検討したい。公足は内豎として活動していた。山本信吉氏によると、内豎は官職名ではなく一定の身分を示す称であった²⁰。したがって公足の官職はまだ左大舍人だったと考えられる。また、奈良時代における内豎は天皇や皇后の侍臣的位置にあつて活動していた官人であった。非公式の命を受ける側近の侍臣という性格を帯びており、官人のなかで信任の厚い何人かが内豎として選ばれたと推測されている。もともと豎子と呼ばれ豎子所に属していたが、天平宝字七年に改称され、豎子所も内豎所と改められた。天平宝字八年当時の内豎は内豎所が管司であったが、実際には孝謙太上天皇の直属下で侍臣として勅命を伝宣・執行し、あるいは宮中の雑事を行っていた²⁰。

No.44には「勅」をうけた定海尼師の宣を奉写御執経所が受け、造東大寺司に対して大乗律・小乗律（榮原永遠男氏によると、その目録²¹）を内裏へ貸し出すよう申し入れ、その際、公足が使の任務を果たしたことが記されている。この奉請の

目的については、榮原氏が景雲一切経の勘経に利用するため、内田氏が景雲一切経の構想を練るためと、両者の見解には違いがあるが、どちらにしろ景雲一切経の写経事業に関連する使であったのは疑いない⁽³²⁾。また、史料中に見られる「勅」は写経事業の中心にあった孝謙太上天皇のものと考えられる。さらに、定海尼師は孝謙太上天皇の側近である。このように山本信吉氏の指摘のとおり、内豎の公足は勅命にともなう使として宮中と造東大寺司の間の取次役を務めていた。

続いてNo.45・46を検証したい。これらは日付、貸出を請求した経典が一致するため同一の奉請を示している。両記事から、孝謙太上天皇の側近の一人と思われる証宝尼師の宣を受け、奉写御執経所の公足が造東大寺司に対して経典貸出の申請書を発行し、さらに自ら使となっていたことがわかる。No.45・46には公足の官職は記されていないが、おそらくNo.44と同様、本官は左大舍人内で内豎として活動していたのであろう。奉写御執経所の発行した文書を整理した表三の使の欄からわかるように、経典を奉請する場合、内豎が使となることが多い。三ヶ月前に内豎であったこと（No.44）を踏まえても想定可能と思われる。

なおNo.45で公足は文書を発行しているが、これは職分を越えた活動であった可能性が高い。天平宝字八年四月四日に奉請した「阿差末経一部七卷」（No.45）は、すでに三月三〇日に申請していたものである（No.46）。ただしこの時点で借り入れたのは、申請した阿差末経二部のうち一部五巻のみで、

そのため四月四日に再要求したと推測される。また表三からわかるように、文書を発行した者が使となる事例はこの公足のケースしかない。さらに表三のうち奉写御執経所の段階における署名者の項目を見ると、内豎の場合を除くと文書署名者の官職は、内史局（図書寮）員外大属、乾政官（太政官）史生、信部（中務省）史生、図書少属、図書少・大允であり、四等官（とくに允・属）もしくは史生がほとんどである。加えて注目されるのは、内豎日置浄足が署名する際、日付と名前の間に「承宣」と表記がある点である。これはほかの署名者、さらには浄足が信部史生になってからは記されていない⁽³³⁾。つまり原則として奉写御執経所の文書は、同所に出向してきた四等官もしくは史生が発行するものであり、内豎が作成することは職分を越えるため宣を承ったと断りを入れたのではないだろうか。要するに、内豎公足の活動は基本的に使であったと推測される。

それでは、公足はいつから奉写御執経所で活動するようになったのであろうか。表三から明らかのように、公足の名前は天平宝字八年以降頻出するが、天平宝字六年・七年の間は確認できない。単に史料が残存していないだけとも考えられなくはないが、天平宝字八年に入る頃から、この機関で活動するようになったと推測するのが妥当であろう。

以上まとめると、内豎であった公足は、遅くとも天平宝字八年正月には孝謙太上天皇に引き継がれ成立した奉写御執経所で景雲一切経の写経事業に関わるようになった。具体的に

表三 奉写御執経所・奉写一切経司発行文書一覧

	和暦		署名者				使	宣	目的	奉請先	備考	出典	
	月	日											
奉 写 御 執 経 所	天平宝字6年	12	21	—	日置浄足		懸子丹比小 家	奈良女王	御覽	内裏	「承宣日置浄足」とあり	統修別集3、5 ノ308～309	
	天平宝字6年	⑫	8	内史員外 大属	河内造浄成	—	日置浄足	懸子六人部 嶋継	勝延尼師	御覽	内裏	「河内造浄成際日 置浄足」とあり	統修別集4、5 ノ331～332
	天平宝字6年	⑫	14	内史局員 外大属	河内造浄成			内暨岐連子 松	勝延尼師				統々修41帙7 裏、16ノ170～ 171
	天平宝字7年	4	13	乾政官史 生	因幡国造田 作			内暨八清水 連城守	弓削禪師				統修別集4、5 ノ433～434
	天平宝字7年	4	14	乾政官史 生	因幡国造田 作			内暨葛木毗 登立人	弓削禪師	転読	内裏		統修別集4、5 ノ434～435
	天平宝字7年	5	16	内暨	日置浄足			内暨八清水 城守	由義禪師		内裏	「承宣内暨日置浄 足」とあり	統修別集4、5 ノ440～441
	天平宝字7年	5	25	乾政官史 生	因幡国造田 作			内暨岐子松	勝延尼師		内裏		統修別集4、5 ノ442～443
	天平宝字7年	6	24	乾政官史 生	因幡国造田 作			内暨六人部 嶋継	弓削禪師				統修別集4、5 ノ446
	天平宝字7年	7	12	内暨	日置浄足			内暨六人部 嶋継	弓削禪師		内裏	「承宣内暨日置浄 足」とあり	統修別集4、5 ノ451～452
	天平宝字7年	7	20	乾政史生	因幡田作			内暨岐子松	法教沙弥尼		内裏		統修別集4、5 ノ452～453
	天平宝字7年	8	12	—	日置浄足			内暨林大棍	少僧部・弓 削禪師		内裏	「承宣日置浄足 」とあり	統修別集4、5 ノ456
	天平宝字7年	10	5	乾政史生	因幡田作			内暨六人部 嶋継	定成尼師		内裏		統修別集4、5 ノ459
	天平宝字7年	11	24	乾政官史 生	因幡国造田 作			内暨八清水 城守	錦部命婦				統修別集4、5 ノ462
	天平宝字8年	1	16	乾政官史 生	因幡田作			内暨大隅忍 寸公足	定海尼師				統修別集4、5 ノ467～468
	天平宝字8年	2	2	—	日置浄足			内暨岐子松	奈良女王		内裏		統々修17帙4、 16ノ472～473
	天平宝字8年	3	4	—	日置浄足			内暨岐子松	少僧部		内裏		統修別集3、5 ノ478
	天平宝字8年	3	30	信部史生	日置浄足			舍人建部人 成	勝延尼師		内裏		統々修17帙4、 16ノ471～472
	天平宝字8年	4	4	—	大隅公足			(大隅公足)	証宝尼師			使は統々修17帙 4、16ノ471～ 472に記載あり	統々修17帙4、 16ノ470～471
	天平宝字8年	4	18	信部史生	日置浄足			内暨葛木黒 山	少僧部		内裏		統々修17帙4、 16ノ470
	天平宝字8年	5	3	信部史生	日置浄足			内暨掃守弟 足	少僧部				統々修17帙4、 16ノ469
	天平宝字8年	8	22	信部史生	大隅公足			内暨葛木立 人	少僧部				統々修17帙4、 16ノ468
	天平宝字8年	8	23	信部史生	大隅公足			内暨八清水 城守	少僧部				統々修17帙4、 16ノ467
	天平宝字8年	8	24	—	日置浄足			内暨不破大 養	証宝尼師				統々修17帙4、 16ノ463～464
	天平宝字8年	8	25	信部史生	大隅公足			六人部嶋 継・建部人 成	少僧部・明 執尼師	御覽	内裏		統々修17帙5、 16ノ552～553
	天平宝字8年	8	26	信部史生	大隅公足			内暨岐子松	証宝尼師				統々修17帙4、 16ノ466～467
	天平宝字8年	8	28	信部史生	大隅公足			内暨三嶋嶋 道	証宝尼師		内裏		統々修17帙4、 16ノ460～461
天平宝字8年	9	4	信部史生	大隅公足			内暨岐子松	少僧部		内裏		統々修17帙4、 16ノ463	
天平宝字8年	9	8	信部史生	大隅公足			内暨葛木立 人	証宝尼師				統々修17帙4、 16ノ460	
天平宝字8年	9	10	信部史生	大隅公足			内暨葛木吉 麻呂	少僧部				統々修17帙4、 16ノ459	

大隅忌寸公足の活動に関する基礎的考察（菊池）

	和暦	月	日	署名者			使	宣	目的	奉請先	備考	出典	
奉 写 御 執 経 所	天平宝字8年	9	16	史生	賀陽田主		息長常人	大臣禪師				続々修17帙4、 16ノ456~457	
	天平宝字8年	9	24	信部史生	大隅公足		内暨不破大 甘	証演尼師	内裏	「7月」とあるが、 帳簿の順番から 9月と推測		続々修17帙4、 16ノ456	
	天平宝字8年	10	17	信部史生	大隅公足		内暨葛木黒 山	吉備命婦				続々修17帙4、 16ノ455	
	天平宝字8年	12	1	関書少属	大隅公足		内暨葛木黒 山	証演尼師	転読	内裏		続々修17帙4、 16ノ453~454	
	天平神護元年	1	29	関書少属	大隅公足		阿須波人長	少律師	転読	内裏		続々修17帙4、 16ノ452~453	
	天平神護元年	3	4	関書少属	大隅忌寸公 足	関書少允	日置浄足	美努船長		証本			続々修17帙4、 16ノ445~446
	天平神護元年	3	10	関書少属	大隅忌寸公 足	関書少允	日置浄足	—		本経			続々修17帙4、 16ノ446~447
	天平神護元年	3	19	—	日置浄足			六人部嶋継	大臣禪師	奉写			続々修17帙4、 16ノ451~452
	天平神護元年	5	23	関書少允	日置浄足			磯部広山		証本			続々修17帙4、 16ノ450~451
	天平神護元年	5	24	関書少属	大隅忌寸公 足			磯部広山		証本			続々修17帙4、 16ノ449~450
	天平神護元年	5	25	関書少属	大隅忌寸公 足			内暨六人部 嶋継		勘			続々修17帙4、 16ノ449
	天平神護元年	6	7	関書少允	日置浄足			宇治部若万 呂		写本			続々修17帙4、 16ノ448
	天平神護元年	6	8	関書少允	日置浄足			日奉人嶋		写本			続々修17帙4、 16ノ447~448
	天平神護元年	9	28	関書少属	大隅公足			磯部広山		証本			続々修17帙4、 16ノ444~445
	天平神護元年	12	9	関書少允	日置浄足			六人部嶋継	証演大尼				続々修17帙4、 16ノ443~444
	天平神護2年	3	20	関書少属	大隅忌寸公 足	関書少允	日置浄足	六人部嶋継	太政大臣禪 師				続々修17帙4、 16ノ442
	天平神護2年	4	6	関書少允	日置浄足			舍人今木稻 持	太政大臣禪 師				続々修17帙4、 16ノ440~441
	天平神護2年	5	30	関書少属	大隅忌寸公 足カ	関書少允	日置浄足	内暨錦部万 呂	少律師		日下の署名欄は 「大隅忌寸」のみ		続々修17帙4、 16ノ440
	天平神護2年	7	14	関書少允	日置浄足			内暨伊福部 長嶋					続修別集3、5 ノ542
	天平神護2年	8	22	関書少属	大隅忌寸公 足	関書少允	日置浄足カ	内暨伊福部 高嶋		証本	日下の署名欄は 「日置」のみ		続々修17帙4、 16ノ438~439
	天平神護2年	9	17	—	日置浄足			舍人物部 五百代	大僧都				続々修17帙4、 16ノ439~440
	天平神護2年	10	4	関書少属	大隅公足	関書少允	日置浄足カ	内暨榎本久 度万呂		本経	日下の署名欄は 「日置」のみ		続々修17帙4、 16ノ437~438
	天平神護2年	12	30	関書少属	大隅忌寸公 足カ	関書少允	日置浄足	—			日下の署名欄は 「大隅忌寸」のみ		続々修17帙4、 16ノ437
	天平神護3年	1	24	関書少属	大隅忌寸公 足カ	関書少允	日置浄足	内暨錦部万 呂	基完師		内裏	日下の署名欄は 「大隅忌寸」のみ	続々修17帙4、 16ノ435~436
	天平神護3年	1	27	関書少属	大隅忌寸公 足カ	関書少允	日置浄足	舍人下野野	右大臣	読勘証 本		日下の署名欄は 「大隅忌寸」のみ	続々修17帙4、 16ノ436
	天平神護3年	2	6	関書少属	大隅忌寸公 足カ	関書少允	日置浄足	—		証本		日下の署名欄は 「大隅忌寸」のみ	続々修17帙5、 17ノ23
	天平神護3年	4	24	関書少属	大隅忌寸公 足	関書大允	三嶋県主崇 麻呂	六人部嶋継	内裏	勘経証 本			続修別集3、5 ノ659~660
	天平神護3年	5	20	関書少属	大隅忌寸公 足	関書大允	三嶋県主崇 磨	守部馬長					続修別集3、5 ノ666~667
	天平神護3年	7	13	関書大允	三嶋県主崇 麻呂			—		勘経証 本			続修別集3、5 ノ668

	和暦	月	日	署名者			使	宣	目的	奉請先	備考	出典	
奉 写 一 切 経 司	神護景雲2年	1	30	别当図書 少属	大隅忌寸公 足	次官	秦忌寸智麻 呂カ	堤宿奈麻呂	内		日下の署名欄は 「秦忌寸」のみ	続々修17帙7、 17ノ104~109	
	神護景雲2年	2	12	别当図書 少属	大隅忌寸公 足カ		三嶋県主崇 麻呂	内暨六人部 嶋継		勘経証 本	日下の署名欄は 「大隅忌寸」のみ、 「侍内」とあり	続々修17帙7、 17ノ102~104	
	神護景雲2年	2	19	别当図書 少属	大隅忌寸公 足	次官	若江王	内暨六人部 嶋継		証本用		続修別集2、5 ノ693~694	
	神護景雲2年	3	26	别当図書 少属	大隅忌寸公 足カ	次官	秦忌寸智麻 呂カ	内暨六人部 嶋継		論疏証 用本	日下の署名欄は 「大隅忌寸」のみ	続々修17帙7、 17ノ100~102	
	神護景雲2年	3	28	别当図書 少属	大隅忌寸公 足カ	次官	秦忌寸智麻 呂カ	内暨六人部 嶋継		勘経証 本	日下の署名欄は 「大隅忌寸」「秦 忌寸」のみ	続修別集2、5 ノ694	
	神護景雲2年	4	29	别当図書 少属	大隅忌寸公 足	次官	若江王カ	鳥取古万呂		勘経所 証本	日下の署名欄は 「王」のみ	続修別集2、5 ノ694~695	
	神護景雲2年	5	29	别当図書 少属	大隅忌寸公 足	次官	秦忌寸智麻 呂	—		勘		続々修17帙7、 17ノ92~94	
	神護景雲2年	6	4	别当図書 少属	大隅忌寸公 足	次官	秦忌寸智麻 呂カ	—		証本	日下の署名欄は 「秦忌寸」のみ	続修別集2、5 ノ695~696	
	神護景雲2年	6	9	别当図書 少属	大隅忌寸公 足	次官	若江王	田辺広吉		証本		続修別集2、5 ノ696~697	
	神護景雲2年	⑥	2	主典	念林老人	次官	若江王カ	—	内		内裏	日下の署名欄は 「王」のみ	続修別集2、5 ノ697
	神護景雲2年	8	20	主典	念林老人	次官	若江王カ	殿来豊足		勘経証 本	日下の署名欄は 「王」のみ	続修別集2、5 ノ697~698	
	神護景雲2年	9	2	主典	念林老人	次官	若江王カ	—		本経	日下の署名欄は 「王」のみ	続修別集2、5 ノ698~699	
	神護景雲2年	9	18	主典	念林老人	次官	若江王カ	—		勘経証 本	日下の署名欄は 「王」のみ	続々修17帙7、 17ノ82~86	
	神護景雲2年	11	10	主典	念林老人	次官	秦忌寸智麻 呂	舍人田辺広 吉		勘経所 証本		続々修17帙8、 17ノ139~142	
	神護景雲2年	12	2	主典	念林老人	次官	秦忌寸智麻 呂	舍人田辺広 吉		勘経所 証本		続々修17帙8、 17ノ130~135	
	神護景雲3年	3	30	主典	因幡国造田 作	别当図書 大允	三嶋県主宗 麻呂	舍人田辺広 吉		勘正		続々修17帙8、 17ノ124~125	
	神護景雲3年	6	28	主典	因幡国造田 作	次官	若江王カ	舍人田辺広 吉		勘経所 証本	日下の署名欄は 「王」のみ	続々修17帙8、 17ノ119~120	

※返抄などの受取状は除外した。丸で囲まれた月は四月

は奉写御執経所で必要な經典を造東大寺司に貸出申請する際、使として活動していたと考えられる。このように公足は、宮中と諸官司との間の取次役を果たしていたのである。

天平宝字八年後半(八月以降)〜天平神護三年

公足は八月二二日までに信部(中務)史生に任じられ(No. 47)、さらに一〇月一七日〜二月一日の間に函書少属となった(No. 60・61)。この期間における公足は具体的にどのような活動を行っていたのか。はじめに表一を用いて検討したい。活動の項目からわかるように、この頃公足は主に文書の発行を行っていた。その内容は三つに分類できる。

一つ目は、經典・経録の貸出申請書(No. 47)〜49・51・53・55〜57・59〜61・63〜65・67・68・70〜76・78)、受領書(No. 54・58)、返却書(No. 48・51・75)である。これらは現存している公足が発行した文書ほとんどを占める。さらに、事例は少ないが高僧伝(No. 77)、音義(No. 79)の貸出申請も行った。これらの貸出を申請した理由は、①「証本」「勘」「読勘証本」(No. 64・67・68・70・73・78・79)、②「本経」(No. 65・74)、③「御覽」「転読」(No. 49・61・63)の三つに分けられる。①②は景雲一切経の写経事業にともなう貸出申請と考えられている³⁴⁾。また、この分類に関連して、書机(No. 62)、軸を作るために使われた梨子木(No. 64)、瑩紙を作るために用いられた瑩板(No. 80)といった写経事業に必要な物品の請求も行っていた。

二つ目は、経生・校生の推挙・貢進(No. 50・52)である。史料三「大隅公足状」(統修四九卷、一六ノ五五三〜五五四)

謹白

先日申校生小写経二条行事通可仕奉

右、公足所願儻有_レ応答_一、垂_レ芳処分_一、令_レ向_レ彼所_一、但恐不_レ有_レ応敷、世間煩事属請也。不_レ勝_レ思情_一、不_レ伺_レ時節_一、濫致_レ書御座下_一。不_レ具_レ謹状_一。

八月廿五日信部下任大隅公足謹状

謹上 楊尊 侍者

謹空

史料四「大隅公足状」(統修四九卷、一六ノ五五四〜五五五)以_レ今日_一来録者、依_レ員受収。然昨日牒云、坤宮一切経内録者、為_レ用_レ本令_レ請_レ左右京職尹宅_一者。此録賀_レ函書録_一可_レ令_レ写。所_レ以_レ然_一者、坤宮録之第十九第廿合二卷、比日之間御覽之、是以此録類必令_レ請耳。今所_レ請之録、不_レ似_レ御覽録_一。若有_レ此寮録御覽_一者、坤宮録不_レ令_レ請。今来録者、暫留置、申_レ内裏人等用不_レ状_一、追将_レ申出_一。

八月廿六日公足状

道守尊 執事

後謹、先日申経生、以_レ今日_一令_レ向_レ寺。幸垂_レ厚恩_一、校生経生二色所_レ給_レ任用_一、以是属請、可_レ示_レ兄弟親愛_一、不_レ具_レ恩状_一、貴公察焉、謹空。

一(奥切形)

公足状

史料三(No. 50)は公足が「楊尊」に宛てた書状である。公

足は先日申した校生と「小写経」について、公足の願いが聞き入れられたならば校生を向かわせるとし、さらに希望を念押ししている。また、その翌日に記された史料四（No.52）は公足が「道守尊」に宛てたものである。その文末で経生を寺に向かわせたと述べ、校生・経生を任用してもらったことについて感謝の意を示している。なお、「道守尊」は東大寺写経所の案主として經典や雑物などの出納を行っていた上馬養と考えられている⁽³⁶⁾。おそらく「楊尊」もまた、東大寺写経所の職員であろう。

これら二つの史料から、八月二五日以前に公足が東大寺写経所の職員に対し、校生を推挙していたこと、二五日に再度依頼したこと、二六日までに校生・経生の任用が決まり、公足が礼を述べたことがわかる。この校生・経生の貢進については、「試字」とともに写経生の任用方法の一つとして知られており、特段珍しいものではない⁽³⁷⁾。ただしここでいえるのは、公足が東大寺写経所の職員に対して校生・経生を推挙・貢進し得る立場にあり、また実際にその希望が実現していたということである。この点から、もともと経師として貢進されていた公足が（No.41、史料一）、推挙する側になっていたといえよう。

三つ目は、宮中と諸官司の間の取次である（No.52・66）。史料五「大臣禪師牒」（続修四四卷、『大日古』五ノ五二八）合経三百五十余卷

右、奉_二大尼延証宣_一僱、勅僱、件経

令_レ奉_二請於東大寺_一者。承_レ知此旨_一、寺使至_二檢度_一、故牒。

天平神護元年五月六日付大隅公足

大臣禪師

史料五（No.66）は、藤原仲麻呂の乱後、写経のために仲麻呂家に貸し出した経典（五月一日経）の回収に関わるものである。これによれば、大臣禪師（道鏡）が勅を受けた大尼延証の宣を受け、五月一日経三五〇余卷を東大寺に返却するため使者を要求した。そしてこの文書は公足に託されている。

続いて史料四の前半部分を取り上げたい。先述したようにこの文書は、公足が東大寺写経所の案主上馬養（道守尊）に宛てたものである。これによると、写経のため「左右京職尹」（藤原久須麻呂）宅に貸出中の「坤宮一切経内録」について、近日中に孝謙太上天皇が「御覧」する予定のため「図書録」を受け取ったが、あくまで「坤宮録」を請求すること、「今来録」（「図書録」）をしばらく留め置き、必要か否かを「内裏人」に尋ね、追って連絡することが記されている⁽³⁸⁾。

以上二つの記事から、勅による經典の回収命令や「御覧」にもなう経録の請求に際し、公足が使や文書発行者として取り次いでいたことがわかる。この点、公足は内豎の肩書きこそないものの、それに通ずる活動をしていたといえる。

次に表三を検証してみたい。この表の天平宝字八年八月以降、天平神護三年からわかることを列挙する。

・天平宝字八年八月～天平神護三年二月まで、文書の署名者は公足と日置浄足である。^⑩

・天平神護元年三月を初見として、公足と浄足が連署する文書が散見されるようになる。さらに同二年になると両者の署名が予定されている（姓だけ記されて名前がない）文書が登場する。

・天平神護三年四月以降、公足と図書大允三嶋景宗（崇）麻呂が連署する文書が現れる。宗麻呂は浄足の役割を引き継いだものと思われる。

右の三点より、遅くとも天平宝字八年八月以降は一貫して、公足と浄足（のち宗麻呂）が奉写御執経所から造東大寺司へ発行した文書すべてに署名していたことがわかる。つまり彼らは、奉写御執経所の文書発行の責任者であったと考えられよう。

以上、天平宝字八年後半～天平神護三年における公足の活動を検討してきた。ここで注目されるのが、天平宝字八年四月以前と比べると、校生・経生を推挙・貢進したり、文書発行の責任者となっていたり、立場が変化したことがうかがえる点である。おそらくこの変化は、そのタイミンクから考えて信部史生、図書少属に任官されたことに起因するのであろう。このように、公足は奉写御執経所の事務の中心業務を担うようになったといえる。

神護景雲二年

神護景雲元年八月頃、奉写一切経司が成立した。そして同二年、奉写一切経司で活動していた公足は別当の肩書きを持つようになった（No. 81～89）。先述したように、奉写御執経所には別当は存在しなかった。おそらく公足は、奉写一切経司の成立にともなって別当に任じられたのであろう。梅村喬氏によると、別当とは下級官人が所属の官司から所属する所などに出向き、本官のまま臨時に別の職務を一定期間専当することである。つまり公足は、本官は図書少属のままであったが、別当として奉写一切経司の職務を専当していたといえる。それでは奉写御執経所から奉写一切経司へと変わり、別当になったことで公足の活動内容はどう変化したのだろうか。最初に表一から考察したい。活動の項目からわかるように、この期間における公足の主な活動は文書の発行であった（No. 81～89）。内容については、現存する史料はすべて、經典の注釈書である疏、または枢要の貸出申請である。いずれも景雲一切経の勘経作業の証本として使用するため申請が行われた^⑪（「勘経証本」「証本」「証用本」「勘経所証本」「勘」）。

続いて表三から検証したい。神護景雲二年正月～同三年六月における現存する奉写一切経司が発行した文書からわかることは以下のとおりである。

・別当は公足と図書大允三嶋景宗麻呂が務めていた。確認できる範囲では、公足は少なくとも神護景雲二年六月まで別当として活動していた。

・神護景雲二年正月～六月における奉写一切経司が発行した文書にはすべて、別当の公足の署名（もしくは署名の予定）がある。つまり公足は奉写一切経司の発行文書すべてに最終的な責任を負っていたことが想像される。しかし同年閏六月以降、文書の署名者から姿を消す。

・神護景雲二年正月～六月における奉写一切経司が発行した文書のほとんどは、公足と次官（若江王もしくは秦忌寸智麻呂）が連署している。しかし同年閏六月以降、主典（念林老人あるいは因幡国造田作）と次官が連署することが多くなる。したがって別当の役割がそのまま主典に引き継がれているといえる。令の規定では、主典は記録、文書の起草、公文の読申にあたることが職掌であり、当時の公足の活動内容と合致する。つまり公足は、神護景雲二年正月～六月の間、のちの主典と同じ役割を担っていたと考えられる。ここで着目したいのが、天平宝字八年八月以降～天平神護三年における公足の活動である。先述したように、すでに公足はこの段階で文書発行の責任者になっていたと推測される。つまり別当という肩書きはないものの、奉写御執経所の頃から公足は同様の活動を行っていたといえる。

また注目したいのが次の史料（No.82）である。

史料六「一切経奉請文書継文」

（続々修一七帙七卷、『大日古』一七ノ一〇二ノ一〇三）

奉写一切経司牒「東大寺三綱所」

合奉「請疏式伯漆拾式卷」

大乘論疏者

牒、件疏、為_レ須_二勸経証本_一、奉請如_レ件、以牒。

神護景雲二年二月十二日別当図書少属正八位下大隅忌寸_{侍内}

正六位上行大允三嶋県主崇麻呂

（後略）

史料六は奉写一切経司が東大寺三綱所に対し、勸経証本に用いるため大乘論疏の貸出を申請した牒である。その日下に公足の署名が予定されているのだが「侍内」とある。これは、内裏に仕えていて奉写一切経司に不在で記名できなかったためであろう。ここからわかるのは、公足が「侍内」することがあったという点である。正倉院文書のなかで、署名欄に「侍内」と記される事例がほかにないため推測に頼らざるを得ないが、おそらく公足は奉写一切経司の別当になってからも、宮中と諸官司の間の取次役を果たしていたのではないだろうか。このように見ていくと、神護景雲二年の公足の活動内容は、天平宝字八年八月以降～天平神護三年と比べ、変化がなかったといえる。

四. 宝亀年間の活動

神護景雲四年八月、称徳天皇は死去した。そして同年一月、皇太子白壁王が即位し光仁天皇となり宝亀改元を行った。こうしたなか称徳天皇の人格と深い関係にある奉写一切経司は、宝亀三（七七二）年三月頃を境に廃止されたと考えられ

ている。⁽⁴⁵⁾

それでは宝亀年間に入ったのち、公足はどのような活動を行っていたのか。前章で述べたように、神護景雲二年閏六月以降、奉写一切経司が発行した文書から公足の名前は見えなくなる。その後初めて公足の名前が確認できる（同時に、公足の名前が最後に確認できる）ものが次の史料（No.90）である。

史料七「図書寮移（?）」

（続々修四〇帙四卷裏、『大日古』一三三ノ一八三―一八四）

大属大隅忌寸「公足」

外従五位下行大允三嶋宿祢「宗麻呂」

「官令奉請

少判官葛井連荒海」

〔⁽⁴⁶⁾上件経、⁽⁴⁷⁾黄紙及表繪帯、紫禮襦、官一切経内
付内豎曾祢家公

上馬養〕

史料七は前半部分を欠いている。しかし奉請を受けつけた葛井連荒海は造東大寺司の少判官であるため、写経機関である某官司が造東大寺司に対して「官一切経」（五月一日経）中の經典の貸出を申請し、それを受けた造東大寺司が某官司からの使である内豎曾祢家公にその經典を託していたことがわかる。⁽⁴⁸⁾そして、この前半部分の請求文書の署名者の一人が公足であった。

史料七の作成時期については、造東大寺司主典であった葛井連荒海が、宝亀四年一〇月二九日―一二月二五日の間に少

判官に任じられているので、この文書は宝亀四年一〇月以降に作られたものである。⁽⁴⁶⁾

また、この段階において公足は「大属」に任じられていた。

連署している大允三嶋宿祢宗麻呂は三嶋県主宗麻呂と同一人物である。⁽⁴⁷⁾神護景雲三年の段階で図書大允であったことから、史料七の「大允」は図書大允を指すと考えられる。したがってNo.89にあるように公足は神護景雲二年六月まで図書少属であったので、それから宝亀四年一二月の間に図書大属に任じられたと推測できる。

ここで問題になるのが、この請求文書を発行した写経機関である。この点は近藤毅大氏と森明彦氏がすでに検証しており、某官司とは宝亀三年三月頃に成立した光仁天皇の写経機関であり、またその官人は奉写一切経司の別当であった公足と宗麻呂が務めていたことが明らかになっている。⁽⁴⁸⁾

つまり公足は、宝亀年間に入っても奉写一切経司の段階と同様、図書寮官人でありつつ、史料七から判断すると、おそらく別当として光仁天皇の写経機関の職務を専当し、文書発行の責任者になっていたと推測される。

おわりに

本稿では従来の単人研究ではあまり取り上げられることのない大隅忌寸公足について、とくに公足の官人としての活動内容について考察してきた。以下、ここまで論じてきた

ことを時系列に沿ってまとめたい。

①天平勝宝七歳〜天平宝字四年、光明皇太后の發願した五月一日經の勸經事業において、左大舍人であった公足は嶋院に向向して活動した。具体的には使、あるいは一部の文書の發行などを行った。

②①と並行して、少なくとも天平勝宝八歳四月以前〜天平宝字四年五月まで、五月一日經の勸經と一連の事業であった善光朱印經の寫經事業において、嶋院勸經所で校生として活動した。

③天平宝字四年一月〜同五年三月頃まで、光明皇太后の周忌齋に供する一切經の寫經事業において、東大寺寫經所で經師を務めた。

④内豎であった公足は、遅くとも天平宝字八年正月には孝謙太上天皇に引き継がれ成立した奉写御執經所の官人として景雲一切經の寫經事業に携わった。具体的には主に使として宮中と諸官司の間の取次役を果たしていた。

⑤公足は天平宝字八年八月二日までに信部史生、同年一月一七日〜二月一日の間に図書少屬に任命された。

⑥天平宝字八年八月以降〜天平神護三年の間、公足は④と同様、奉写御執經所の官人として景雲一切經の寫經事業に携わった。ただし④と異なり主な任務は文書の發行で、文書發行の責任者となっていたり、校生・經生を推挙・貢進したりするなど、奉写御執經所の事務の中心業務を担うようになった。その一方で、④の時期と同じく宮中と諸官司の

間の取次を果たすこともあった。

⑦神護景雲元年八月頃に奉写一切經司が成立し、公足は少なくとも神護景雲二年六月まで別当として活動した。主な任務は⑥と同じく、景雲一切經の寫經事業に関わる文書の發行であった。また内裏に仕えることがあり、④⑥同様、宮中と諸官司の間の取次役を果たしていたと推測される。

⑧宝龜三年三月頃、奉写一切經司は廃止された。神護景雲二年六月〜宝龜四年一二月の間に図書大屬に任命された公足は、奉写一切經司の段階と同じように、おそらく別当として光仁天皇の寫經機關の職務を専当し、文書發行の責任者になっていたと推測される。

以上、本稿で論じてきた要点を整理した。これら公足の活動を検証して窺えるのが次の二つの特徴である。まず一つ目は、彼の活動のほとんどが寫經・勸經事業に関わっている点である。これは使用している史料が正倉院寫經所文書であるため当然といえば当然である。しかし史料一で「公足元熟經事」と評価されていることを勘案すると、公足は仏教に對する造詣が深く、周囲からもその能力が認められていたと判断できる。

二つ目は天皇・太上天皇・皇太后、またはその側近に近侍し、諸官司に命令などを傳達する役割を多く担っていた点である。まず内豎としての活動(④)、宮中と諸官司の間の取次(④⑥⑦)、内裏に仕えることがあった点(⑦)については明らかであろう。さらに彼の活動の大半を占めている写

経・勘経事業では、いずれも天皇・太上天皇・皇太后に關わりが深い機関（鳴院（①②）、奉写御執経所（⑥）、奉写一切経司（⑦）、光仁天皇の写経機関（⑧））に出向していた。また、そもそも写経・勘経事業は天皇・太上天皇・皇太后が発願したものであり、それらの機関で果たしていた使や文書発行は、表一の内容の項目を見てわかるように、勅やその側近の宣をうけ行うことが多かった。つまりこれらの活動もまた、宮中と諸官司の間の取次と見なすことが可能であろう。

このように天平勝宝七歳（宝龜年間）における公足は、彼自身に身に着けていた仏教についての知識を生かし、当時の国家プロジェクトともいえる写経・勘経事業において、校生・経師、あるいは取次役といった役割を担っていたといえる。最初に述べたとおり、律令国家成立の段階で南九州では面的支配が実現し得ていなかった。その南九州の地名を冠する姓を持つ者が、八世紀半ばに一中央官人として活躍していた様子を明らかにできたと思う。

本稿では、公足の活動に論点を絞ってきた。本来ならば、公足の本貫地、官人として出身するまでの経緯、位階の変遷なども論じるべきであるが、紙幅の都合上割愛せざるを得なかった。今後の課題としたい。

註（一） 井上辰雄『単人と大和政権』（学生社、一九七四年）、同『熊襲と単人』（教育社、一九七八年）、中村明藏『単人の研究』（学

生社、一九七七年）、同『熊襲・単人の社会史研究』（名著出版、一九八六年）、同『単人と律令国家』（名著出版、一九九三年）、同『古代単人社会の構造と展開』（岩田書院、一九九八年）、同『単人の古代史』（平凡社、二〇〇一年）、永山修一『単人と古代日本』（同成社、二〇〇九年）、単人文化研究会『古代単人への招待』（第一法規出版、一九八三年）、同編『単人族の生活と文化』（雄山閣出版、一九九三年）など。

（二） 大林太良編『日本古代文化の探求 単人』（社会思想社、一九七五年）など。

（三） 大隅忌寸公足について、これまではむしろ写経・勘経事業に関する研究の方が言及が多い。しかしこれらは、公足の活動を部分的に論じたものであり、その全体像は不明なところが多い。

（四） 拙稿「律令国家の九州南部支配」（同『律令国家の単人支配』〈同成社、二〇一七年〉）。

（五） 公足のほかにも南九州の地名を冠する姓を持つ都で活動していた中・下級官人として、大隅直坂麻呂（周防国正税帳〔正集三五・三六卷、大日古〕二ノ一三〇〜一四六）、薩麻君国益（同上）、大隅忌寸三行（『続日本紀』神護景雲三〔七六九〕年一月庚寅〔二六日〕条、宝龜六〔七七五〕年四月庚午〔八日〕条、同七年二月戊辰〔一〇日〕条）が挙げられる。

（六） 『養老令』職員令左大舍人寮条。

（七） 五月一日経の勘経事業については以下の研究を参照した。大平聡 A「五月一日経の勘経と内裏・法華寺」（『キリスト教文化研究所研究年報』二六、一九九三年）、同 B「天平勝宝六年の遣唐使と五月一日経」（笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻〔吉川弘文館、一九九三年〕、鷲森浩幸「八世紀の法華寺とそれをめぐる人びと」（『正倉院文書研究』四、

一九九六年)、山下有美「嶋院における勘経と写経―国家的写経機構の再把握―」(『正倉院文書研究』七、二〇〇一年)、宮崎健司A「光明子発願五月一日経の勘経」(同「日本古代の写経と社会」(塙書房、二〇〇六年)、初出は一九九二年)、同B「天平勝宝七歳における『大宝積経』の勘経」(同上、初出は一九九四年)、市川理恵「正倉院写経所文書を読みとく」(同成社、二〇一七年)。

(8) 善光朱印経の写経事業については以下の研究を参照した。

大平聡「善光朱印経の基礎的考察」(『神奈川地域史研究』六、一九八七年)、同「善光朱印経奥書集成」(『藤沢市史研究』二二、一九八九年)、同「善光朱印経奥書集成・補遺(一)」(『藤沢市史研究』二四、一九九一年)、鷲森前掲註(7)論文、山下前掲註(7)論文、宮崎前掲註(7)論文、市川前掲註(7)著書。

(9) 山下前掲註(7)論文。

(10) 宮崎健司「法華寺の三「嶋」院」(宮崎前掲註(7)論文所収著書、初出は一九九二年)。

(11) 「続日本紀」天平一七(七四五)年五月戊辰(二一日)条。

(12) 「法華寺政所牒」(続々修四〇帙四卷裏、「大日古」九ノ三二八)。

(13) 大平前掲註(7)A論文、山下前掲註(7)論文、宮崎前掲註(7)B論文。

(14) 山下前掲註(7)論文。

(15) 以下、本文中に記したナンバーは、表一のナンバーと対応させている。

(16) 続々修一八帙六卷裏、「大日古」一四ノ二四八〜二五二。

(17) 山下前掲註(7)論文。

(18) 栄原永遠男「図書寮経の構成と展開」(同「奈良時代の写

経と内裏」(塙書房、二〇〇〇年)、宮崎前掲註(7)B論文。

(19) 山下前掲註(7)論文、宮崎前掲註(7)B論文。

(20) 山下前掲註(7)論文。

(21) 山下前掲註(7)論文。

(22) 周忌斎一切経の写経事業については以下の研究を参照した。山本幸男「天平宝字四年〜五年の一切経書写」(同「写経所文書の基礎的研究」(吉川弘文館、二〇〇二年)、中村順昭「光明皇太后没後の坤宮官―その写経事業をめぐって―」(笹山晴生編「日本律令制の展開」(吉川弘文館、二〇〇三年)、稲田奈津子「奈良時代の忌日法会―光明皇太后の装束忌日御齋会を中心に―」(同「日本古代の喪葬儀礼と律令制」(吉川弘文館、二〇一五年)、市川前掲註(7)著書。

(23) 山本前掲註(22)論文。

(24) 続々修三帙四卷裏、「大日古」一四ノ四四四〜四四五。

(25) 野村忠夫「律令位階体系をめぐる断章三題―上正六位上、引唱・考唱不参、淨御原令の官位相当制―」(竹内理三博士古稀記念会編「続律令国家と貴族社会」(吉川弘文館、一九七八年))。

(26) 「令集解」選叙令応叙条所引弘仁式条。

(27) 山本前掲註(22)論文。

(28) 景雲一切経の写経については以下の研究を参照した。近藤毅大「八世紀における「所」と令外官司―奉写御執経所と奉写一切経司の検討から―」(『史学雑誌』一〇六ノ三、一九九七年)、山下有美「勅旨写一切経所について―皇后宮職系統写経機構の性格」(同「正倉院文書と写経所の研究」(吉川弘文館、一九九九年)、栄原永遠男A「正倉院文書と続日本紀」(石上英一他編「古代文書論―正倉院文書と木簡・漆紙文書」(東京大学出版会、一九九九年)、同B「内裏における勘経事業

- 景雲経と奉写御執経所・奉写一切経司—、同C「写御書所と奉写御執経所」（以上、榮原前掲註（18）論文所収著書、内田敦士「景雲一切経の写経・勸経事業と称徳・道鏡政権」（『統日本紀研究』三九九、二〇一二年）、山本幸男「奉写御執経所・奉写一切経司関係文書の検討—伝来の経緯をめぐって—」（同『正倉院文書と造寺司官人』〈法蔵館、二〇一八年〉、初出は二〇〇四年）。
- (29) 山本信吉「内覧省の研究」（同『撰関政治史論考』〈吉川弘文館、二〇〇三年〉、初出は一九五九年）。
- (30) 内覧については以下の研究を参照した。井山温子「施薬院と悲田院について—堅子（内覧）との関係から—」（『蘭田香融編』『日本古代社会の史的展開』〈塙書房、一九九九年〉）、中村前掲註（22）論文、山本前掲註（29）論文。
- (31) 榮原前掲註（28）B論文。
- (32) 榮原前掲註（28）B論文、内田前掲註（28）論文。
- (33) 信部史生の日置浄足の初見は、天平宝字八（七六四）年三月三〇日である（『奉写御執経所等奉請経継文』〈続々修一七帙四卷、『大日古』一六〇四七—一四七二〕。表三の署名者と備考欄からわかるように、それ以降に浄足が発行した文書には「承宣」の表記がない。
- (34) 榮原前掲註（28）B論文。
- (35) 濱道孝尚「写経生の任用について」（榮原永遠男編『正倉院文書の歴史学・国語学的研究—解移牒案を読み解く—』（和泉書院、二〇一六年））。
- (36) 田中大介「写経所に現れる「道守」について—古代人名論への視座として—」（『統日本紀研究』三三三、二〇〇二年）。
- (37) 濱道前掲註（35）論文。
- (38) 山下有美「写経機構の変遷」（山下前掲註（28）論文所収著書）、榮原永遠男「藤原仲麻呂家における写経事業」（榮原前掲註（18）論文所収著書）。
- (39) 田中前掲註（36）論文。
- (40) 表三では公足、日置浄足、三嶋県主宗麻呂のほかに賀陽田主が署名者となっている。しかし田主は造東大寺司史生であり、この文書は一時的に奉写御執経所の職務を代行して作成されたものであった（榮原永遠男「その後の百部最勝王経—同『奈良時代写経史研究』塙書房、二〇〇三年〕。したがって田主の署名は例外として扱う。
- (41) 梅村喬「『所』の基礎的考察—正倉院文書の主に造営所の検討から—」（中村前掲註（22）論文所収著書）。
- (42) 榮原前掲註（28）B論文。
- (43) 森明彦「奈良朝末期の奉写一切経群と東大寺実忠」（『正倉院文書研究』七、二〇〇一年）。
- (44) 森前掲註（43）論文。
- (45) 「奉写一切経所解」（続修別集一一卷、『大日古』六〇五四—五五六）、「奉写一切経所解」（続修別集一一卷、『大日古』六〇五五七—五六六）。
- (46) 近藤前掲註（28）論文。
- (47) 『統日本紀』宝亀元年七月乙酉（二二五）条。
- (48) 近藤前掲註（28）論文、森前掲註（43）論文。
- (49) 論証は他日を期すことにするが、公足は畿内隼人であり、また位子を経て出身したと考えている。
（本稿は令和元年度日本学術振興会科学研究費補助金（研究スタート支援）（課題番号：19K23123）による研究成果の一部である。）

（宇部工業高等専門学校）